

## 令和7年度 第4回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年2月10日（火）14時00分から15時30分まで
- 2 場 所 キテミテマツド 9階 アートスポットまつど
- 3 出席委員 池邊 このみ 委員  
阿部 貴弘 委員  
田邊 学 委員  
宇津宮 巨一 委員  
入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 事務局 都市計画課 中野課長 他担当者6名
- 7 議 題 報告事項 松戸駅周辺公共サイン整備の進捗状況について  
議題（1） 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に係る調査審議事項について（公開）  
「松戸市景観計画」改定について  
議題（2） 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に関する審議事項について（非公開）  
「松戸市景観表彰」の選考について
- 8 配布資料 松戸市景観審議会委員名簿  
次第  
資料1 パブリックコメント開催結果一覧  
資料2 景観基本計画・景観計画案 修正箇所一覧  
資料3 「松戸市景観計画」改定案
- 9 会議経過 開 会  
① 会議開催要件の確認  
委員5名出席により成立  
② 会議の議事録署名人の確認  
委員名簿順により、「宇津宮委員」に確定  
③ 議題及び配布資料の確認  
④ 会議公開に関する確認  
議題（1）は、松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により公開  
議題（2）は、松戸市情報公開条例第7条第5項の規定により非公開  
⑤ 傍聴者の有無に関する確認  
傍聴者なし  
⑥ 議 事  
閉 会 （15時30分）
- 10 議事録 別紙のとおり



## 令和7年度 第4回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 松本補佐)

定刻となりましたので、「令和7年度 第4回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。

本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の松本と申します。  
よろしくお願いいたします。

それでは、お手もとの次第に基づきまして進めさせていただきます。

議事に移る前に、事務局よりご報告させていただきます。

本日の審議会でございますが、審議会委員5名全員のご出席をいただいております。

従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づき、開催要件であります「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料として録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「宇津宮委員」にお願いいたします。

また、今年度予定しておりました審議会は、本日が最後となりますので、今年度諮問しております「景観計画の変更に関すること」、「景観表彰に関すること」、「良好な景観の形成に係る事項に関すること」につきましては、本日及びこれまでの審議内容をもちまして、答申をいただく予定となっておりますこと申し添えます。

報告事項等は以上となります。

それでは、この後の進行につきまして、池邊会長、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

これより議事の進行を務めさせていただきます。

審議会に先立ちまして、会議の公開について確認をいたします。

当審議会は、松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により、「審議会の会議は公開を原則とする、ただし、審議会において会議を公開しないと認めるときは、この限りでない」としておりますが、公開の可否を確認するにあたり、本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 松本補佐)

審議会の議事についてご説明いたします。

本日の議事は、

報告事項 松戸駅周辺公共サイン整備の進捗状況について

議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に  
関する調査審議事項について、といたしまして

「松戸市景観計画」改定について

議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に関す  
る審議事項について

「松戸市景観表彰」の選考について

以上、3件でございます。

併せて、配布資料について確認をさせていただきます。

1. 次第
2. 松戸市景観審議会委員名簿
3. 資料1 パブリックコメント開催結果一覧
4. 資料2 景観基本計画・景観計画改定案 修正箇所一覧
5. 資料3 「松戸市景観計画」改定案
6. 資料4 「松戸市景観表彰」の選考について
7. 参考資料1 物件概要
8. 参考資料2 二次審査結果
9. 参考資料3 過去の表彰物件との比較

以上となります。不足等ございませんでしょうか。

このうち、議題(2)「松戸市景観表彰」の選考については、検討段階の内容  
を含むため、非公開とさせていただきたいと考えております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

以上、事務局が説明したとおりの議事となります。

本日の審議会に付議されております、議題(2)「松戸市景観表彰」の選考に  
つきましては、検討段階の未確定な情報を取り扱っております。

これは、松戸市情報公開条例第7条第5項に定める非開示情報に該当し、当該  
情報が公開された場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に  
損なわれるおそれがあることから、審議会等の公開に関する要綱第3条の規定  
により、非公開にしたいと思っておりますが、皆さまご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

公開の議題における傍聴人については、先ほど（事務局より）傍聴人なしと伺っておりますので、傍聴の申出はないという形で進めさせていただきます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。報告事項松戸駅周辺公共サイン整備の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 岡田技師)

都市計画課 岡田です。

公共サイン整備事業について、現在の進捗状況を報告いたします。

本事業は、令和5年度から設計委託を実施している事業です。

今年度から工事に着手しました。公共サインは全部で63基設置予定となっており、ネットワークの案内サインは44基設置予定です。また、残りの19基の公共サインは、観光・交通・規制サインの設置となっております。令和7年度は、19基設置を完了しています。全部ネットワークの案内サインとなっております。こちら設置位置図の数字が赤枠で囲われているところを今年度設置しました。設置状況は、次のスライドから報告いたします。

こちらは、総合案内サイン設置状況となっております。

場所は、松戸駅西口ペデストリアンデッキ上で、エスカレーター前に設置いたしました。高さ約2m、横幅約2.3mの公共サインとなっております。タイルの復旧が終わっていませんので工事完了時は、現況復旧となりますので周囲と同様の木目模様のタイルで復旧完了となります。

次にこちらも、総合案内サイン設置状況となっております。

場所は、松戸駅東口ペデストリアンデッキ上で、階段前に設置いたしました。高さ約2m、横幅約2.3mの公共サインとなっております。こちらも現状、タイルの復旧が終わっていませんので工事完了時は、現況復旧となりますので周囲と同様のタイルで復旧完了となります。

こちらも、総合案内サイン設置状況となっております。

場所は、松戸駅西口地上で、階段を下りた先に設置いたしました。高さ約2m、横幅約2.3mの公共サインとなっております。こちらも現状、一部インターロッキングの復旧が終わっていませんので工事完了時は、現況復旧となりますので周囲と同様のインターロッキングで復旧完了となります。

こちら、左側の写真は、周辺案内サイン設置状況となっております。

場所は、松戸駅東口地上タクシー乗り場前に設置いたしました。高さ約2m、横幅約1.2mの公共サインとなっております。右側の写真は、誘導サイン（立板型）設置状況となります。場所は、東横イン前に設置いたしました。高さ約1.8m、横幅約0.7mの公共サインとなっております。

こちら、周辺案内サイン設置状況で、左側が表面、右側が裏面の写真となっております。場所は、キテミテマツド前に設置いたしました。高さ約2 m、横幅約1.5 mの公共サインとなっております。こちらも現状、一部タイルの復旧が終わっていませんので工事完了時は、現況復旧となりますので周囲と同様のタイルで復旧完了となります。

左側の写真は、誘導サイン（矢羽型）設置状況となっております。

場所は、春雨橋親水広場前に設置いたしました。高さ約3.2 m、横幅約1 mの公共サインとなっております。矢羽の枚数は4枚となっております。坂川周辺の公共サインに関しましては、街歩きを実施し意見を取り入れております。

右側の写真は、誘導サイン（矢羽型）設置状況となります。

場所は、松戸駅歩道橋前に設置いたしました。高さ約3.6 m、横幅約1 mの公共サインとなっております。矢羽の枚数は5枚となっております。こちらも現状、一部タイルの復旧が終わっていませんので工事完了時は、現況復旧となりますので周囲と同様のタイルで復旧完了となります。

こちら、左側の写真は、誘導サイン（添架型）設置状況となっております。

場所は、松戸神社前の橋梁の高欄に設置いたしました。縦約0.8 m、横幅約1.3 mの公共サインとなっております。

右側の写真は、誘導サイン（貼付型）設置状況となります。

場所は、松戸駅東口地上のモスバーガー前橋脚に設置いたしました。縦約1.7 m、横幅約0.5 mの公共サインとなっております。以上で公共サインの設置状況の報告を終わります。

来年度以降も、引き続き国庫補助金が付き次第順次設置予定となっております。

池邊会長)

どうもありがとうございます。

着々と、スタイリッシュな感じのものが設置されているのが出てきたかと思えます。今のご説明に関しましてご質問ご意見ございましたら、どうぞ。

田邊委員)

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、今ちょうど映っていますこの矢羽型のサインなのですけれども、私たちの方から見て左側の方は、4枚ついていて、矢羽と方向が合っています。しかし、右側の方は、矢羽と方向が合っていないものがあります。

これはおそらく道路上の建築限界とかそういうものの関係だと思えますけれども、そういうことでしょうか。やはり基本的には、矢羽型というのは行く方向

を指すというのが基本なので、設置場所も含めて、一般的な原則を守った方がいいと思いますし、5段になるとやっぱりちょっと見た目も重いです。施設のボリュームに合わせて、枚数がどんどん下に伸びてきてしまうというのも、これぐらいが限界なのかなというふうに思いますので、そういうところも少し気をつけて、設置を検討されるというふうになると思います。

池邊会長)

ありがとうございます。

このことについて、事務局何かございますでしょうか。

事務局 岡田技師)

ご説明いただいたように、矢羽サインは、本来行く方向に対して、矢印を向けないといけないのですが、一番上の市民文化会館の方、案内の矢印が建築限界上、歩道上と道路上で違いまして、車道上ですと4.5m以上なくてはなりません。そのため、今回は確保できなく、設置場所に関してもいろいろ検討したのですが、他に設置できるところがなく、本来のやり方ではないのですが、ここに関しては、逆に矢印を設置するという形で対応させていただきました。

田邊委員)

サインというのは、同一の情報の繰り返しで、それを見て、人が道、経路を理解するので、例外はできるだけ作らないほうがいい。どうしても仕方ないというのは、事情は理解しますけれども。例外はできるだけ少ない方がいいと思います。

池邊会長)

ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。阿部先生何かご意見ございますか。

阿部委員)

特に大丈夫ですよ。この件に関しては。

(続けて、議題(1)松戸市景観計画改定について、事務局より説明)

事務局 藤島主事)

都市計画課の藤島です。よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料の確認からさせていただきます。

資料1 パブリックコメントの開催結果一覧

資料2 景観基本計画・景観計画案 修正箇所一覧

資料3 景観計画改定案

また、景観基本計画については、前回ご提示した内容から方向性の変更がないことから、今回の資料には含めておりません。

それでは、パブリックコメントの開催結果から報告いたします。

資料1の1枚目 実施概要をご覧ください。松戸市景観基本計画改定(案)、景観計画改定(案)、景観条例改正(骨子案)に関するパブリックコメントを令和7年12月8日(月)から令和8年1月8日(木)に実施した結果、9者の方から31件の意見をいただきました。意見内容及び回答案については、次のページをご覧ください。

なお、条例については、改正を行う時期にとりまとめて公表する予定ですので今回の資料には含めておりません。景観基本計画、景観計画の順に、意見に対する回答案及び計画の修正の有無をまとめました。主な意見内容を抜粋してご説明いたします。

まず、パブリックコメントを受けて修正しました箇所のご説明をします。資料2を合わせてご覧ください。景観基本計画に関するご意見について、資料1の6番および資料2の1つ目基本計画 14ページ 4)観光 アジサイで有名な本土寺では、の「では」は、誤字であるため頂いたご意見のとおり修正しました。

続いて、資料1 3ページ 11番および 資料2の上から2つ目と3つ目基本計画 43ページ「江戸川河川敷のレンゲ畑」、52ページ「坂川(松戸地域)」の写真にページいて、現状と合わない写真であるため、頂いたご意見の通り差替えます。

また、70ページ「本土寺の菖蒲」の写真については、一時的に菖蒲の減少があったものの、現状は写真の状態に回復しつつあるためそのままとします。

パブリックコメントを受けて計画を修正します箇所については以上となります。

その他、提出された意見について説明します。資料1 景観基本計画に対する意見 1ページの4番、3ページの15番、景観計画に対する意見 4ページの21番、江戸川の保全水路である「ふれあい松戸川」について、野鳥観察に訪れる方も多くいる場所であるため、重要な景観要素ではとのご意見をいただきま

した。こちらの意見に対しては、「ふれあい松戸川」は、景観上では、江戸川の一部として既に景観重要公共施設に指定しているため、計画の修正はなしとしております。

また、景観重要公共施設については、他にも、八柱霊園及び市立松戸高校前の桜並木や金ヶ作公園について、指定を望む意見がございましたが、景観重要公共施設については、指定の方針や整備と占用許可基準の設定にあたり、施設管理者等との調整を必要とするため、今後の参考とすることし、計画の修正はなしとしております。

続いて、景観基本計画に対する意見 3ページから4ページ 14番から17番など、矢切地域の「矢切耕地」・「栗山等の斜面林」、新松戸駅周辺の「新松戸区画整理事業地内の斜面林」・「関さんの森」や、常盤平地域の「金ヶ作の調整区域のみどり」について、重要な景観要素として位置づけてほしいというようなご意見を多くいただきました。これらについては、ゾーン分けや景観拠点、景観ベルト等の定義や本市の景観づくりの考え方や方針をご説明するような回答としております。

また、矢切地域における農地等みどりの保全に関するご意見には、都市計画マスタープランの市街化調整区域編で土地利用方針について、みどりの保全を基本としつつ、地域活性化に資する計画的な土地利用を図り、魅力ある持続可能なまちづくりを目指すことが示されており、景観計画上では、農地や斜面林を望む眺望景観ポイントを位置付けていること、また、今回の計画改定において、農地や斜面林等の保全や活用、動植物に配慮した夜間照明、資材置き場の柵等に関する方針や基準を追加していることから、今後も良好な景観形成に努めていくという回答としております。

続いて、景観基本計画に対する意見 4ページの18番、景観計画に対する意見 5ページの25番について、景観づくりに関係する法制度の記載に対し、関係法令についての詳細を記載するべきではとのご意見については、本項目は、あくまでも建築物の高さや形態意匠の制限などの規制について、景観法以外でも規制をすることができるという根拠法令を示すために記載しているものという回答にしております。

他にも、景観形成重点地区の候補地選出の要望、デジタルサイネージを公共団体が設置する際の要望などのご意見をいただきました。これらに関しては、改定後の運用にも関わる内容でもあることから今後の良好な景観形成に向け、ご意見を参考とさせていただきたいという回答としております。

続いて、資料2 計画の修正箇所について、資料3 計画案も合わせてご覧ください。①景観基本計画については、先ほど説明したとおりに修正しております。②景観計画については、景観法及び松戸市景観条例との整合を確保するための

軽微な修正となります。24, 29, 34ページ 表 一般市街地・商業系市街地・工業系市街地における項目別の色彩の配慮事項について、及び27, 32, 37ページ 表 一般市街地・商業系市街地・工業系市街地における項目別の形態意匠等の配慮事項について、この部分については、前回の審議会でお示した方向性から変更はございませんが、国土交通省が示す景観計画に関する手引きにおいて、景観法に定められている届出に前に、事前協議の機会を設ける場合、事前協議時に行為の制限の適合状況を審査するのは二重規制にあたり、法の比例原則に反すると、示されていることから、市内全域の太陽光発電設備、開発行為における擁壁やブロックについて、事前協議の対象とするため、行為の制限の基準だけではなく、良好な景観形成に関する方針にも追記をしました。

42, 43ページ、別紙10, 12ページ 届出の流れを示したフロー図について、事前協議開始の時期をこれまでおよそ60日前とすることを明確に条例や計画に記載がないことから、十分な事前協議の時間が得られないことがありましたため、条例に追記をすることを前回までの審議会においてもお示しているところではありますが、景観条例との整合を図るため、計画上のフロー図にも文言を追記しました。

また、計画及び条例の改正時期については、当初令和8年4月としていましたが、条例の改正手続きに時間を要することから、現時点での計画の改定及び条例の改正予定時期は、令和8年6月頃となる予定です。

説明は以上となります。景観計画改定にあたっては、屋外広告物のガイドライン含め令和4年度から検討をはじめ、パブリックコメントの結果を受け、今回の審議会でお示しするものが最終案となります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

池邊会長)

説明の最後のところに、事前協議の時期について、60日前という目安を記載していただくのはとてもわかりやすくていいことだと思いますけれども、この60日前という趣旨は、計画の内容が容易に変更できるということが前提で、60日前になっていますので、少し何かそういった文言が例えば景観計画にのらないにしても、景観計画を説明するような、リーフレットやパンフレットみたいなものを作るときに、書いていただかないと。ただ早めに出せばいいということではなくて、早めに出していただくことで、なるべく協議が実りあるものにするというのが、この期間を長く持たせる趣旨ですので、その趣旨をどこかで記載できるように、検討いただければと思います。

事務局いかがでしょうか。

事務局 山下主査)

パンフレット等で、そのようにご案内させていただくよう努めます。

池邊会長)

他にご意見はございますでしょうか。

パブリックコメントにある程度のご意見をいただけ良かったと思います。

それでは、議題(1)については以上でよろしいでしょうか。よろしいですか。それではここで議題(1)を終了します。

※議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る調査審議事項について 「松戸市景観表彰」の選考については、松戸市情報公開条例第7条第5項に定める非開示情報を含むため、非公開とする。

池邊会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の議題については、以上で終わりにしたいと思います。全体を通じて何かご意見、ご質問があれば。今日、今年最後ということでございますので、よろしゅうございますか。それでは、皆様のご協力をおもちゃまして、景観表彰の候補が決まりまして、本当にご協力ありがとうございました。

以上をおもちゃまして令和7年度第4回松戸市景観審議会を閉会させていただきます。事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局 松本補佐)

池邊会長、議事の進行ありがとうございました。本日の審議会をおもちゃまして、本年度に予定しておりました審議事項につきまして、すべてお諮りすることができました。改めまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

次回の令和8年度ですけれども、第1回目の審議会の日程は令和8年7月ごろの開催を予定しております。

詳細につきましてはまた後程事務局からご連絡させていただきます。連絡事項は以上となります。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お時間いただきまして、まことにありがとうございました。

池邊会長)

ありがとうございました。今日は時間超過になるかと思って参りましたがかえって、ちょっと短く終わりました。ありがとうございました。